

国民健康保険税納税通知書の発送および軽減制度

◇納税通知書の発送

平成23年度国民健康保険税納税通知書を、7月中旬に発送します。第1期の納期限は8月1日(月)です。税率や限度額は昨年度と変更ありません。

なお、昨年度年金からの天引き(特別徴収)により納付していた方でも、年齢要件等がありますので、必ず納税

通知書を確認ください。

◇非自発的離職者の軽減

会社の倒産や雇い止めなど、非自発的な理由により離職した方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。

▼対象①次に該当する方

- ・平成21年3月31日以降に非自発的理由により離職し、離職の時点で65歳未満であること
- ・公共職業安定所(ハローワーク)が発行する雇用保険受給資格者証をお持ちで、次の

方には対象となりません

※対象者の給与所得以外の所

●軽減内容

対象者の給与所得を100分の30とみなして税額を算定します。

※対象者の給与所得以外の所

●軽減の対象となります

離職しても引き続き国民健康保険の被保険者となる場合は軽減の対象となります。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、町民課または税務課で手続きをしてください。

55歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、町民課または税務課で手続きをしてください。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、町民課または税務課で手続きをしてください。

55歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、町民課または税務課で手続きをしてください。

後期高齢者医療制度の平成23年度保険料額が決定

後期高齢者医療制度の平成23年度保険料額が決定します。

7月中に、保険料額の決定通知書が届きますので確認ください。

◇保険料の納付方法

書が届きますので確認ください。

◇保険料の軽減

書が届きますので確認ください。

2カ月に1度支給される年金から保険料が納付されます。

▼納付書で保険料を納める方

年金の受け取りが年額18万円未満の方、介護保険料と合わせた保険料額が年金の受け取り額の半分を超える方は、原則として、納付書による納付となります。また、75歳の誕生日を迎えた年度は納付書による納付になります。

▼口座振替で保険料を希望されない方は、指定の口座から保険料が引き落とされる方

振替を選択できます。希望する方は手続きが必要となります。口座振替名義人の通帳、

年金からの納付を希望されない方は、納付書払いを希望されない方は、指定の口座から保険料が引き落とされる方

振替を選択できます。希望する方は手続きが必要となります。口座振替名義人の通帳、

①世帯内の75歳以上の方全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方

問 千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課
☎ 043(308)6768

問 千葉県後期高齢者医療広域連合

連合資格保険料課
☎ 043(308)6768

問 千葉県後期高齢者医療広域連合